

青梅市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

1 趣旨

Facebook やX(旧Twitterをいう。以下同じ。)などのソーシャルメディアは、インターネット上で文章、写真、動画等の情報を発信するとともに、他の利用者の意見を聴取することができ、また、その情報を多くの人と共有することができるプラットフォームである。

その一方で、一度発信した情報は世界中に伝達するため、完全に削除することは極めて困難であり、誤った情報等を発信した場合に、その情報を訂正することは難しいものであるため、ソーシャルメディアの運用に当たっては十分注意しなければならない。

また、生成AIの普及に伴い、当該AIで生成された著作権や肖像権を侵害する情報をソーシャルメディアで発信してはならない。

本ガイドラインは、青梅市議会議員（以下「議員」という。）がソーシャルメディアを利用し、情報を発信する場合に遵守すべき事項等を定めるものである。

2 ソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおいて「ソーシャルメディア」とは、Facebook、X、Instagram、YouTube、TikTok、ブログ、電子掲示板等のように、インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、または相互に情報をやりとりすることで、不特定多数の他の利用者とのコミュニケーションを可能とする情報伝達媒体をいう。

3 遵守すべき事項

議員は、ソーシャルメディアの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議員の役割と責務を自覚し、良識ある情報を発信すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- (3) 発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること。

- (4) 発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること。
- (6) 公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。
- (7) 一度発信した情報を完全に削除することは困難であることを認識すること。
- (8) アカウントのセキュリティ強化に努めること。

4 発信してはいけない情報

議員は、ソーシャルメディア上において、次に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 特定の企業・団体および個人への不当な利益誘導のおそれがある情報
- (2) 不敬な言い方を含む情報
- (3) 人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含む情報または差別を助長させる情報
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 非公開の会議の内容に関する情報
- (7) 公序良俗に反する一切の情報
- (8) ディープフェイクなど誤認や混乱を招く情報
- (9) 虚偽情報または真偽不明な情報
- (10) 特定の個人が識別できる情報または個人宅等が特定できる情報（許可を得ているものを除く。）
- (11) 他人を侮辱または誹謗中傷する情報
- (12) 他人の秘密を暴露する情報
- (13) 第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害する情報
- (14) 安全、防災などに関する誤った情報
- (15) 前各号に掲げる内容を含むホームページ、サイト等へのリンク情報

5 情報の削除等

議員は、ソーシャルメディア上に発信した情報に誤り等があることが判明した場合は、速やかに情報の削除、訂正、関係者への謝罪等の状況に応じた必要な措置を講ずるものとする。

また、必要に応じてその状況、結果等を議長に報告するものとする。

6 誹謗中傷等への対応

議員は、ソーシャルメディア上で自身に対する誹謗中傷や非難のコメントが大量に投稿される状況等が発生した場合は、その旨を議長に報告するとともに、アカウントの管理等の必要な措置を講ずるものとする。

7 ソーシャルメディア以外による情報発信についての準用

議員は、ソーシャルメディア以外のホームページ、活動報告書類等により情報発信をする場合においても、このガイドラインの取扱いに準じて行うものとする。

8 その他

このガイドラインに定めのない事項の取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮り、協議して定めるものとする。

9 実施期日

このガイドラインは、令和8年2月19日から実施する。